契　約　条　項

この契約では、契約金額、契約保証金に関する条項の外、下記に相当する内容の契約条項を定める予定であるので、あらかじめ、承知しておくものとする。

１　契約の名称　一斉受令端末賃貸借

２　契約の内容　別添仕様書に基づく一斉受令端末賃貸借業務

３　契約期間

（１）契約期間　　契約締結日から令和 14 年 3 月 31 日
（２）機器設置　　令和９年３月 31 日まで
（３）賃貸借、運用保守機関　令和９年４月１日から令和 14 年３月 31 日まで

４　契約金額

総額　金　　，　　，　　円（消費税及び地方消費税含む）	
内訳	機器等の賃貸借業務（機器設置及び機器の運用保守等の業務を含む。） 賃料月額　金　　，　　，　　円（消費税及び地方消費税含む）

５　契約保証金

（A）契約保証金　金　　円とする。
（B）契約保証金は免除する。

（注）　場合に応じ、（A）又は（B）を選択します。

（コンソーシアムの場合）

６　特記事項　●●●●株式会社、●●●●株式会社は、令和　年　月　　日付けで締結したコンソーシアム協定書に基づき当該業務を共同して受託する。

上記について、和歌山県（以下「甲」という。）と●●●●株式会社（以下「乙」という。）とは、次の条項により契約を締結し、信義に従って誠実に履行するものとする。

（総則）
第１条　乙は、甲に対し、仕様書に基づき、一斉受令端末賃貸借業務を行い、甲は、これに対する対価を支払う。
（業務の実施場所及び機器等の設置場所）
第２条　業務の実施場所及び機器等の設置場所は、甲の指定する場所とする。
（検査）
第３条　甲は、一斉受令端末賃貸借について、令和８年度分は仕様書に定める成果品の納品をもって業務の履行確認検査を行う。この場合において、経費の支出は第２項による賃貸借の経費に按分して支出する。
２　令和９年４月以降は、毎月末に、機器等の賃貸借業務（機器の運用保守等を含む。以下同じ。）の履行確認検査を行うものとする。
（契約代金の支払）
第４条　乙は、前条第１項の規定により、甲の検査に合格し、前条第２項の規定により、月ごとに履行確認検査を受け、その完了を認められたときは、頭書に定める当該月分の月額相当額を請求することができる。
２　甲は、乙から前二項による適法な支払請求書を受理した日から３０日以内にそれぞれの代金を支払うものとする。
３　甲の責めに帰す理由により前項の規定による支払いが遅れた場合は、乙は、甲に対して、当該未払額につきその遅延日数に応じ政府契約の支払い遅延防止等に関する法律（令和２４年法律第２５６号）第８条第１項の規定に基づく政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率の割合で計算して得た額の遅延利息を乙に支払うものとする。
（従事者等）
第５条　乙は、本委託業務の履行にかかる責任者として総括者１名をあらかじめ定め、書面をもって甲に通知するものとする。
２　乙は、委託業務に主として従事する者（以下「従事者」という。）を定め、その氏名その他必要な事項を甲に通知するものとする。
３　乙の従事者は、委託業務の遂行に必要な教育訓練を受け、かつ、相当の知識及び経験を有する者であるものとする。
４　甲は、乙の従事者のうち、委託業務の履行について著しく不適当と認められる者があるときは、乙に対しその交替その他必要な措置を求めることができる。
（権利義務譲渡等の禁止）
第６条　乙は、甲の承諾を得ないでこの契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、継承させ、又は担保に供することができない。
（再委託等の禁止）
第７条　乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。
２　乙は、この契約に基づく委託業務の一部を再委託した場合においても、この契約の当事者としての責めを免れない。
（調査指示等）
第８条　甲は、乙の委託業務の実施状況について、随時に調査し、若しくは必要な報告を求め、又は委託業務の実施に関して乙に必要な指示をすることができるものとする。
２　乙は、前項の規定による甲の指示が不適当であると認めたときは、その旨を申し出て、その都度甲と協議するものとする。
（臨機の措置）
第９条　乙は、委託業務に関し、異常な事態が生じたとき又は災害防止等のため必要があるときは、臨機の措置をとり、遅滞なく甲に報告しなければならない。
（知的財産権の帰属）
第１０条　この契約に基づく成果品の著作権等知的財産権については、著作者人格権等譲渡になじまない権利を除き、著作権法（昭和４５年法律第４８号）第２７条及び第２８条に規定する権利を含

むすべての権利が甲に帰属するものとする。
２　乙は、著作者人格権については、これを行使しないものとする。
３　前２項の規定にかかわらず、成果品に乙が既に著作権を保有しているもの（以下「乙著作物」という。）が組み込まれているときは、当該乙著作物の著作権は、なお乙に帰属するものとする。
（秘密の保護等）
第１１条　乙は、委託業務の実施に伴い甲が提供した情報及び知り得た秘密をこの契約以外の目的に使用し、又は第三者に漏らしてはならない。
２　前項の規定は、この契約の終了後も効力を有するものとする。
３　第１項及び前項の規定は、第７条の規定による再委託先にも準用するものとし、この契約と同等以上の守秘義務を規定した約定を当該再委託先と締結し、甲から指示あるときはその写しを提出するものとする。
（個人情報の保護）
第１２条　乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記１「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
２　前項の規定は、この契約の終了後も効力を有するものとする。
３　第１項及び前項の規定は、第７条の規定による再委託先にも準用するものとし、この契約と同等以上の保護義務を規定した約定を当該再委託先と締結し、甲から指示があるときはその写しを提出するものとする。
（情報セキュリティ対策）
第１３条　乙は、この契約による事務の実施に当たっては、別記２「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守しなければならない。
（事前協議）
第１４条　甲が次の事項を行おうとするときは、事前に乙に協議するものとする。
（１）機器等の設置場所を変更すること。
（立入権）
第１５条　乙の従事者は、委託業務の遂行のために機器等の設置場所に立ち入ることができる。この場合において、従業員は、必ず身分証明書を呈示しなければならない。
（契約の解除）
第１６条　甲は、次の各号のいずれかの事由が生じたときは、催告なしにこの契約を解除し、既に支払った代金がある場合は、その全部又は一部の返還を請求することができる。
（１）乙がその責めに帰する理由によりこの契約に違反したとき。
（２）乙がこの契約締結後相当期間を経過してもこの契約に基づく業務に着手しないとき又は契約期間内にこの契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
（３）正当な理由なく、乙が甲の指示に従わないとき。
（４）乙が故意又は過失により、甲に重大な損害を与えたとき。
（５）契約の履行上、乙又はその代理人又は従事者に不正の行為があったとき。
（６）乙が、次のいずれかに該当するとき。
ア　役員等（乙の役員又はその支店、営業所等を代表する者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
イ　暴力団（暴力団対策法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
ウ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
エ　役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
オ　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ　乙が、委託業務の一部を第三者に再委託する場合において、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ　乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を委託業務の一部の再委託契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

（７）乙から第１８条の規定による事情によらないで契約解除の申出があったとき。

２　前項の規定によりこの契約を解除したときは、乙は、契約金額の総額の１０パーセントに相当する額の賠償金を甲に支払わなければならない。

（損害賠償）

第１７条　乙は、前条の規定により契約を解除されたとき又はこの契約の条項に違反して甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

２　乙は、前条の規定により契約を解除されたときは、乙に損害が生じても、その賠償を甲に請求できないものとする。

（業務の中止等）

第１８条　乙は、天災地変その他やむを得ない事情によりこの契約に基づく業務の遂行が困難となったときは、契約業務中止（廃止）申出書を甲に提出し、甲と協議の上、この契約を解除し、又はこの契約の一部の変更を行うものとする。

（業務の引継）

第１９条　乙は、この契約が契約期間の満了又は契約の解除により終了したときは、この契約に基づく業務につき適切な保全措置をとり、甲又は甲の指名する者に引き継がなければならない。

（賃貸借物件の扱い）

第２０条　甲は、契約期間が満了した賃貸借機器等については乙に返還するものとし、その撤去費用（だだし、設置場所についての原状回復費用は除くものとする。）は乙の負担とする。

（保険）

第２１条　賃貸借機器等にかかる賃貸借期間中の必要な保険については、受託者が付保手続を行い、保険料は、受託者の負担とする。

（善管注意義務）

第２２条　甲は、賃貸借機器等をその本来の用法に従い、善良な管理者の注意をもって使用し、及び保管し、並びに賃貸借機器等の設置場所の良好な環境を保持するものとする。

（契約不適合の修補）

第２３条　乙は、業務を完了した後において、この契約に基づく業務の目的物に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものがあるときは、その修補、代替物の引渡し、不足分の引渡しによる履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて損害賠償の責めを負うものとする。

２　前項の場合において、甲がその不適合を知った時から１年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、同項の請求をすることができない。ただし、乙が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

３　第１項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

（１）履行の追完が不能であるとき。

（２）乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

（３）この契約の目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

（４）前３号に掲げるもののほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

（管轄裁判所）

第２４条　この契約について訴訟等が生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審

の裁判所とする。

（電子署名の措置）

第２５条　本契約を電子契約にて締結する場合には、電子署名の措置を行った日に関わらず、本契約書に定める年月日より効力を有するものとする。

（注）　紙契約の場合は上記の文言を削除します。

（疑義の決定）

第２６条　この契約に定めのない事項及びこの契約に関する疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

（A）この契約の証として、この証書２通を作成し、各当事者記名押印の上、それぞれ１通を保有する。

（B）本契約の証として、甲乙それぞれが電子署名を行った上、各自その電磁的記録を保管する。

（注）　場合に応じ、（A）又は（B）を選択します。

令和　　年　　月　　日

甲　和歌山県知事　宮　﨑　　泉

乙　住所
　　会社名
　　代表者

別記１

個人情報取扱特記事項

第１　法令等の遵守

受託者（以下「乙」という。）は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう本個人情報取扱特記事項（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない。

第２　責任体制の整備

乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

第３　作業責任者等の定め

1　乙は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定めなければならない。

2　作業責任者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。

3　作業従事者は、作業責任者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

第４　取扱場所の特定

1　乙は、個人情報を取り扱う場所を定めなければならない。

2　乙は、和歌山県知事（以下「甲」という。）が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出してはならない。

第５　教育の実施

乙は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記事項における作業従事者が遵守すべき事項その他本委託業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業従事者全員に対して実施しなければならない。

第６　守秘義務

乙は、本委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

第７　再委託

1　乙は、本委託業務を第三者（乙の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。）へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2　乙は、本委託業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、甲の承諾を得て行うことができる。

3　前項の場合において、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

第８　派遣労働者等の利用時の措置

1　乙は、本委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2　乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

第９　個人情報の管理

乙は、本委託業務において利用する個人情報を保持している間は、個人の権利利益を侵害することのないよう各種の安全管理措置を講じるとともに、次の各号の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

(1)　個人情報を取り扱う事務、個人情報の範囲及び同事務に従事する作業従事者を明確化し、取扱規程等を策定すること。

(2)　組織体制の整備、取扱規程等に基づく運用、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。

(3)　作業従事者の監督・教育を行うこと。

(4)　個人情報を取り扱う場所の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除・機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。

(5)　アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止、情報漏えい等の防止を行うこと。

第10　収集の制限

乙は、本委託業務において個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、その目的を明示した上で本人から収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。

第11　提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止

乙は、本委託業務において利用する個人情報について、本委託業務以外の目的で利用し、又は第三者へ提供してはならない。

第12　複写又は複製の禁止

乙は、本委託業務において甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

第13　受渡し

乙は、甲乙間の個人情報の受渡しに関しては、甲が指定した手段、日時及び場所で行わなければならない。

第14　個人情報の返還、消去又は廃棄

1　乙は、本委託業務の終了時に、本委託業務において利用する個人情報について、甲の指定した方法により、返還、消去又は廃棄を実施しなければならない。

2　乙は、個人情報の消去又は廃棄に際し甲から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

3　乙は、本委託業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。

4　乙は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録し、個人情報の消去又は廃棄に係る報告書（別記様式）により甲に対して報告しなければならない。

第15　報告

乙は、甲から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

第16　監査及び検査

1　甲は、本委託業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。

2　甲は、前項の目的を達するため、乙に対して必要な情報を求め、又は本委託業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

第17　事故時の対応

1　乙は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

2　乙は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施しなければならない。

3　甲は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

第18　契約解除

1　甲は、乙が本特記事項に定める義務を履行しない場合は、本特記事項に関連する委託業務の全部又は一部を解除することができる。

2　乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

第19　損害賠償

乙の故意又は過失を問わず、乙が本特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。

注　委託業務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項を省略することができる。ただし、「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（和歌山県版）」「2-8-9　個人情報の取扱いの委託　(1)」で契約書に明記することとされている事項を省略することはできない。

別記様式（第14の4関係）

個人情報の消去又は廃棄報告書

令和　年　月　日

和歌山県知事　様

（受託者・指定管理者）

（和歌山県知事から受託した○○○○業務）に関して、個人情報の消去又は廃棄を行いましたので、個人情報取扱特記事項第14の4に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 消去又は廃棄を行った日時

2. 担当者名

3. 消去又は廃棄の内容

別記２

情報セキュリティに関する特記事項

（基本的事項）
第１　乙は、情報セキュリティ対策の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、和歌山県情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティ対策を適正に実施しなければならない。

（委託事業者の責任者、委託内容、作業者、作業場所の特定）
第２　乙は、情報セキュリティポリシーを遵守するために必要な体制を整備し、業務を実施し、情報資産の管理を行う責任者及び作業者を従事する委託内容ごとに明確にし、所属、役職、氏名及びその他必要な事項を書面により速やかに甲に届け出なければならない。
２　仕様書等において作業場所が定められていない場合は、当該作業場所を書面により速やかに甲に届け出なければならない。
３　前２項の届け出事項に変更があった場合は、速やかに甲に届け出なければならない。

（秘密の保持）
第３　乙は、本委託業務の履行により直接又は間接に知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

（権利義務の譲渡の禁止）
第４　甲及び乙は、互いに相手方の事前の同意なくして、本契約上の地位を第三者に承継させ、又は本契約から生じる権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、引き受けさせ若しくは担保に供してはならない。

（再委託の禁止）
第５　乙は、本委託業務を第三者（乙の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。）へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。
２　乙は、本委託業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先に対する管理方法及びその他甲が求める内容を明確にした上で、書面により再委託する旨を甲に申請し、その承認を得なければならない。
３　前項の場合において、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（善良な管理者の注意義務）
第６　乙は、情報処理技術に関する専門的な知識及び経験に基づき、本委託業務が円滑かつ効果的に行われるよう、善良な管理者の注意をもって支援業務を行うものとする。

（情報資産の目的外使用及び第三者への提供の禁止）
第７　乙は、本委託業務において甲から提供を受けた情報について、本委託業務以外の目的で利用してはならない。また、甲に無断で第三者へ提供してはならない。

（情報資産の複写又は複製）
第８　乙は、本委託業務において甲から提供を受けた情報について、本委託業務の目的を超える複製、改変が必要なときは、事前に甲から承諾を受けるものとする。

（情報へのアクセス）
第９　乙は、この契約によりアクセスを許可された情報の種類及び範囲並びにアクセス方法を遵守しなければならない。

（作業員の資格）
第 10　乙は、本委託業務を実施する作業者に必要な資格が定められている場合は、その資格を証明するための資格証等を甲に提示する又はその写しを提出しなければならない。

（定期報告及び緊急時報告）
第 11　乙は、甲から情報資産の取扱状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。
２　乙は、情報資産の取扱状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

（事故報告）
第 12　乙は、本委託業務に関しサイバーテロ、ウィルス感染及び情報漏洩等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。
２　乙は、サイバーテロ、ウィルス感染及び情報漏洩等の事故が発生した場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。
３　甲は、本委託業務に関しサイバーテロ、ウィルス感染及び情報漏洩等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

（事故の公表）
第 13　甲は、本委託業務に関しインシデントが発生した場合は、必要に応じて当該インシデントに関する情報を公表することができる。

（個人情報の保護）
第 14　乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
２　乙は、この契約による事務を処理するための特定個人情報の取扱いについては、「特定個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
３　前２項の規定は、この契約の終了後も効力を有するものとする。
４　前項の規定は、第５の規定による再委託先にも準用するものとし、この契約と同等以上の保護義務を規定した約定を当該再委託先と締結し、甲から指示あるときはその写しを提出するものとする。
（サービスレベル）
第 15　乙は、本委託業務において提供されるサービスの品質の保証に関するサービスレベル合意書が定められている場合は、その内容を遵守しなければならない。

（従業員に対する教育）
第 16　乙は、本委託業務の遂行に当たって、本委託業務に従事する者に対して、情報セキュリティに対する意識の向上を図るための教育を実施しなければならない。

（情報システムの運用に関する文書）
第 17　乙は、本委託業務の遂行に当たって運用計画を策定し甲に提出しなければならない。また、仕様書等に基づき、その他運用に当たって必要な文書を作成し、甲に提出しなければならない。

（納品物のウィルス検査）
第 18　乙は、成果物を電子データで納品する際については、事前にウィルス対策ソフト等で電子データにウィルスが含まれていないか確認するものとする。

（監査及び検査）
第 19　甲は、本委託業務に係る情報資産の取扱いについて、本特記事項の規定に基づき、必要な措

置が講じられているかどうかを検証及び確認するため、乙及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。
２　甲は、前項の目的を達するため、乙に対して必要な情報を求め、又は本業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

（著作権の譲渡）
第 20　乙は、成果物の知的財産権については、著作者人格権等譲渡になじまない権利を除いて、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び 28 条に基づく権利を含むすべての権利を、甲に無償で譲渡するものとする。
２　乙は、成果品に関する著作者人格権を行使しないものとする。
３　前２項の規定にかかわらず、成果品に乙又は第三者が既に著作権を保有しているもの（以下、「乙著作物」という。）が組み込まれているときは、当該の乙著作物の著作権は、なお乙又は第三者に帰属するものとする。

（情報資産の返還、廃棄等）
第 21　乙は、 本委託業務を遂行するため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報等を含む情報資産については、甲の指示に従い、業務の終了後直ちに甲に返還、廃棄又は、復元できない方式で消去しなければならない。

（損害賠償等）
第 22　乙の故意又は過失を問わず、乙が本特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。